

# 資料

# 1 白井市教育振興費本計画策定本部設置要綱

## 白井市教育振興基本計画策定本部設置要綱

令和6年4月1日改正

(設置)

第1条 白井市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、白井市教育振興基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項について処理するものとする。

- (1) 計画の策定に関する資料を収集すること。
- (2) 計画の素案等を作成すること。
- (3) その他計画を策定する上で必要となる事項を調査検討すること。

(策定本部の組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は教育部長を、副本部長は教育総務課長を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、策定本部を統括し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(策定本部の会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定本部に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、教育総務課長の職にある者とし、部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 作業部会は、計画の策定に関する資料収集、素案作成等を行うほか、特に部会長が必要と認めた事項について調査検討する。
- 5 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

(策定本部)

	所 属	職
本部長	教育部	教育部長
副本部長	教育部 教育総務課	課長
本部員	教育部 教育支援課	課長
本部員	教育部 生涯学習課	課長
本部員	教育部 文化センター	センター長

別表 2

(作業部会)

	所 属	職
部会長	教育部 教育総務課	課長
部会員	教育部 教育総務課	係長相当職
部会員	教育部 学校政策課	
部会員	教育部 教育支援課	
部会員	教育部 学校給食センター	
部会員	教育部 生涯学習課	
部会員	教育部 文化センター	
部会員	教育部 文化会館	
部会員	教育部 図書館	
部会員	教育部 郷土・プラネタリウム	

## 2 計画の行程・経緯

### 【白井市教育振興基本計画策定本部（作業部会）会議】

開催日	主な内容
令和7年7月22日	第2次計画の体系について 第2次計画のスケジュールについて
令和7年8月4日	第2次計画の進捗状況について 第2次計画の体系について
令和7年8月29日	第2次計画の施策について（学校教育分野）
令和7年9月1日	第2次計画の施策について（学校教育分野）
令和7年9月8日	第2次計画の施策について（家庭教育・生涯学習分野）
令和7年10月28日	第2次計画の案及びパブリックコメントの実施について
令和7年12月5日～ 令和8年1月4日	第2次計画の素案に対するパブリックコメントの実施
令和8年1月5日～9日	第2次計画案へのパブリックコメントの対応について

### 【白井市教育委員会議及び関係機関】

	開催日	主な内容
教育委員会議	令和7年11月4日	第2次計画の案について（協議）
関係機関※1	令和7年11月5日	第2次計画の案について（意見書）
教育委員会議	令和7年12月1日	第2次計画の素案について（協議）
	令和8年2月4日	第2次計画の素案のパブリックコメントの結果及び市教育委員会の取り扱いについて（報告）
	令和8年3月3日	第2次計画（素案）の進捗状況について（報告）
	令和8年3月13日	第2次計画の策定について（議案）

※1 関係機関

白井市校長会、白井市教頭会  
 白井市生涯学習推進委員会、白井市スポーツ推進委員会、白井市文化財審議会  
 白井市文化会館運営協議会、白井市立図書館協議会 等

### 3 計画等のリンク

